

## 社会福祉法人和会定款細則

# 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和会定款第8条に規定する役員のうち、理事長の報酬に関し、必要な事項を定める。

### (報酬の額)

第2条 理事長の報酬は、日額 5,000 円とし、勤務実態に応じて支給するものとし、理事長の地位にあることのみによっては支給しない。また施設長と兼務の場合は支給しない。

### (計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、4月1日から9月30日までの間および10月1日から3月31日までの二期にわけて計算する。

但し、理事長が途中退任した場合は、退任月に支給する。

### (法定控除)

第4条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。